特別清算終結

平成２４年（ヒ）第１号
静岡市駿河区小鹿２丁目24番１号
清算株式会社　矢崎技研株式会社
１　決定年月日　平成24年５月31日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（ヒ）第１号
宮崎県宮崎市清武町木原58番地60
清算株式会社　アワーウィル株式会社
１　決定年月日　平成24年５月29日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
宮崎地方裁判所

特別清算協定認可

平成２４年（ヒ）第２号
栃木県佐野市葛生東３丁目１番13号
清算株式会社　島田木材工業株式会社
清算人　嶋田由紀子
１　決定年月日　平成24年５月31日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　本件協定債権の定義
平成24年３月21日（特別清算開始決定日）までの原因に基づいて発生した債権を本件協定債権とする（以下、本件協定債権を有する債権者を「本件協定債権者」という）。
２　弁済方法
本協定における弁済は、本件協定債権者の指定する口座に振込む方法により実施する。振込手数料は本件協定債権者の負担とする。
３　弁済における端数の切捨て
弁済金の額の計算にあたっては、１円未満の端数を切り捨てる。
第２　本件協定債権
１　元本に対する弁済
清算株式会社は、本件協定債権の元本については、協定認可確定日又は清算株式会社の全資産の換価が完了した日のいずれか遅い日から１ヶ月以内に、当該時点において、清算株式会社が保有する現預金から未払いの後記第３に定める共益的債権及び優先債権の全額を控除した残額を各本件協定債権の元本額（但し、特別清算開始決定後に弁済された金額を控除する）により按分した金額を弁済する。
２　元本の放棄
本件協定債権者は、清算株式会社から前項の金員の弁済を受けたときは、各本件協定債権の元本額（但し、特別清算開始決定後に弁済された金額を控除する）から各弁済額を控除した残額につき、その債権を放棄する。
３　利息・遅延損害金の放棄
本件協定債権者は、本件協定債権のうち利息及び遅延損害金については、特別清算開始決定の前後のいずれに発生したかを問わず、協定認可確定日に、全て放棄する。
４　新たな財産が発見された場合の取扱い
本協定に基づく弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、速やかにこれを換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、本件協定債権者の有する各本件協定債権の元本額（但し、特別清算開始決定後に弁済された金額を控除する）の割合に応じて弁済する。この場合においては、本件協定債権者が本協定第２の２に基いて行った債権の放棄は、新たに行われた弁済額の限度で効力を失う。
第３　共益的債権及び優先債権
特別清算手続その他清算業務を遂行するために必要な費用等の共益的な債権、国税徴収法又はその例により徴収することができる債権及び裁判所から支払いの許可を受けた債権は、随時全額を弁済する。
以上
宇都宮地方裁判所足利支部

監 督 命 令

平成２４年（再）第６６号
東京都足立区西新井栄町１丁目18番１―1309号
再生債務者　伊藤　篤
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区神田小川町２丁目２番地８　天下堂ビル４階　上條・鶴巻法律事務所　弁護士　鶴巻　暁
平成24年５月28日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第２号
宮崎市青島１丁目10番27号
再生債務者　株式会社シルバーリゾート青島
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　宮崎市旭２丁目４番20号　弁護士法人近藤日出夫法律事務所　弁護士　近藤日出夫
平成24年５月30日　宮崎地方裁判所民事部

再生手続開始

平成２４年（再）第６４号
山梨県甲斐市牛句3859番地
再生債務者　株式会社昇仙峡カントリークラブ
１　決定年月日時　平成24年５月28日午前11時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年６月22日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年７月27日から平成24年８月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２４年（再）第１７号
福島県いわき市勿来町関田宮前36番地
再生債務者　磐城造林株式会社
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　再生計画認可決定前の発行済株式の全て（48万株）
２　再生債務者が１の株式を取得する日　再生計画認可決定確定後、最初に行う募集株式の発行の効力が生ずる日
３　減少する資本金の額　2400万円
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　再生計画認可決定確定後、最初に行う募集株式の発行の効力が生ずる日
５　募集株式の数　１万株
６　募集株式の払込金額　１株当たり10円
７　募集株式と引換えにする金銭の払込期間　再生計画認可決定確定の日から１か月
８　増加する資本金の額　１株当たり10円
９　増加する資本準備金の額　１株当たり０円
平成24年５月31日
東京地方裁判所民事第20部

事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

平成２４年（再）第２２号
新潟県新発田市藤塚浜3310番地８
再生債務者　株式会社ニイブロ
決定の要旨　平成24年５月15日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項２号に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。
平成24年５月29日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２０年（再）第２３２号
東京都新宿区西新宿７丁目５番20号新宿旭ビル403
再生債務者　株式会社アー・スリー
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年５月29日
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再）第２３７号
茨城県坂東市岩井4215番地の１
再生債務者　株式会社スギショウ（旧商号株式会社ダイトープランニング）
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年５月29日
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再）第２３８号
茨城県下妻市大串1256番地１
再生債務者　株式会社ダイトーフーズ
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年５月29日
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再）第２６６号
東京都千代田区神田神保町１丁目101番地
再生債務者　ダブル・アイ・テー・ジャパン株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年５月29日
東京地方裁判所民事第20部